

4月1日(月)から

市役所組織の一部が変わりました

海上・飯岡出張所が移転し、受付時間が変わりました。

取り扱う業務は、これまでと同じです。

また、効率的な行政運営のため、課の名称変更などが行われています。

出張所

海上出張所

場所／海上公民館1階

電話番号／55・2566

飯岡出張所

場所／いいおかユートピアセン

ター1階

電話番号／57・6060

干潟出張所

場所／ひかた市民センター1階

電話番号／68・2111

〈共通事項〉

休館日／月曜日、祝日、年末年

始 ※月曜日が祝日の場合は、

その翌日も休館。

受付時間／午前9時～午後5時

主な業務内容／戸籍や住民票な

どの発行

注意事項／税金や公共料金の支

払いはできません。近くの金融

機関やコンビニなどを利用して

ください。

証明書の一部は、マイナン

バーカードを利用してコンビニ

でも取得できます。

子育て支援課内に新組織

保育所の適切な管理と運営を

行うとともに、施設の再編を推

進するため、保育班を「保育所

運営班」と「保育所再編班」に

分割しました。

保育所運営班

主な業務内容／保育所、認定こ

ども園、保育料

電話番号／62・5313

保育所再編班

主な業務内容／公立保育所の再

編、施設の維持管理

電話番号／74・3770

スポーツ振興課に名称変更 班が統合

教育委員会の体育振興課の名

称が「スポーツ振興課」に変わり、

体育振興班と体育施設班を「ス

ポーツ振興班」に統合しました。

スポーツ振興班

主な業務内容／スポーツの普及・

振興・奨励、スポーツ関係団体

の指導育成、スポーツ推進委員

電話番号／64・1132

※社会体育施設の管理・運営や

利用予約などは、総合体育館

(☎64・1101)で行います。

問い合わせ先

総務課庶務行政班

☎62・5310

子育て支援 を拡充

学校給食費の負担を軽減します

市では、4月から学校給食費の見直しを行った上で、新たに第1子と第2子の学校給食費を半額免除し、子育て世代の経済的な負担を軽減します。

第1子、第2子

第1子・第2子の学校給食費は、半額免除になります。半額免除の手続きは不要です。

対象／市内小・中学校に在籍し、給食の提供を受ける子どもの保護者

半額免除後の学校給食費(月額)／小学校：2,470円、中学校：2,780円

第3子以降

第3子以降の学校給食費は、これまで通り無償ですが、申請が必要です。

対象／次の全てに該当すること

○年齢を問わず3人以上の子どもを扶養している世帯で、扶養している上から数えて3番目以降の子どもが、市内



小・中学校で給食の提供を受けている

○無償化の対象となる子どもの保護者が旭市に住んでいる

○生活保護制度や就学援助の支援を受けていない

申し込み方法／学校から配布される申請書に必要事項を記入して、学校へ提出してください。

申し込み・問い合わせ先

教育総務課給食班(☎62-0366)